

「LIXIL 現場情報共有システム」 運営規約

株式会社LIXIL（以下「当社」といいます）は、当社が運営する LIXIL 現場情報共有システム（以下「本システム」といいます）の利用について、以下のとおり運営規約(以下「本規約」といいます)を定めます。

第1条（目的）

本システムは、住宅建築業者である利用者（以下「利用者」といいます）が指定する物件および当該物件の施主（以下「利用者顧客」といいます）ならびに利用者の指定する事業者等（以下「指定事業者」といいます）の情報を本システムに登録し、建築図面や現場写真等の情報を保管、共有するサービスを提供することをもって、利用者の業務の効率化および利用者の利用者顧客に対するサービスの向上をはかることを目的とします。

第2条（適用範囲および変更）

本規約は、本システムの利用に関し、当社および利用者に適用されます。利用者は、本システムの利用にあたり、本規約を遵守するとともに、利用者顧客ならびに指定事業者に関する事項を利用者顧客ならびに指定事業者遵守させるものとします。

2. 当社は、必要に応じて本規約を追加、変更または削除すること（以下「変更等」といいます）ができるものとします。この場合において、当社は変更等の内容を利用者に当社の指定する方法により通知するものとします。

3. 当社が本規約の変更を行った後に利用者が本システムを利用した場合には、規約の変更を承諾したものとみなします。

4. 前項に定める変更後の規約は、本規約の一部を構成するものとします。変更後の規約の内容が本規約の条項と異なるときは、異なる部分につき、変更後の規約の内容が優先して適用されるものとします。

5. 当社は、本規約の変更等によって、利用者もしくは指定事業者、利用者顧客その他の第三者（あわせて以下「利用者等」といいます）が損害、損失、その他いかなる不利益を被ったとしても一切の責任を負わないものとします。

第3条（本システムの内容）

本システムの内容は、別紙に定めるとおりとします。なお、当社は本システムの運営業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

2. 当社は、必要に応じて本システムの内容、実施方法等を変更等することができるものとします。この場合において、当社は、利用者に対し、変更等の内容を当社の指定する方法により通知するものとします。

3. 当社は、前項の変更等によって、利用者等に損害、損失、その他いかなる不利益を被

ったとしても一切の責任を負わないものとします。

第4条（サービスの利用要件）

本システムを利用することができる利用者は、次の要件をいずれも満たす事業者とします。

(1) Good Living 友の会の会員であること

(2) 本システムに蓄積登録された図面、写真等のデータを引渡後に履歴管理システムへ連動保管することを希望する利用者は、履歴管理システム「LIXIL コールサービス」を利用していること（ただし、連動保管を希望する利用者に限る。）

第5条（サービス利用の申込み）

本システムの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます）は、本規約を熟読し、その内容を理解し、これを遵守することを同意するとともに、申込書面の提出、その他当社の定める手続きに従って本システムの利用を申し込むものとします。

第6条（利用者、利用者顧客および指定事業者の登録）

利用希望者は、本システムの利用を当社に申し込むときは遅滞なく、本システムを開始するために必要な情報を当社の指定する形式で当社に提供するものとします。

2. 当社は、利用希望者から本システムの申込を受け、かつ利用希望者から本システムを利用するために必要な情報の提供を受けた後、利用希望者が第4条の要件を満たすことおよび第7条に定める事項に該当しないことについて、審査を行うものとします。

3. 当社は、利用希望者が第4条に定める利用要件を満たすことを確認し、当該利用希望者に対して本システムの利用を承諾したときは、利用希望者のために本システムの準備を開始するとともに、利用希望者に対し、利用希望者のIDおよびパスワード等の必要な情報を通知するものとします。

4. 当社が前項に定める通知を完了したことにより、本システムの利用契約が利用者と当社との間に成立し、利用者は、前項の通知を受領した日から本システムを利用できるものとします。

第7条（利用の拒絶）

当社は、本システムの利用を申し込んだ利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、本システムの利用を拒否することができます。

(1) すでに本システムを利用しているとき

(2) 過去に本システムを不正もしくは目的の範囲を超えて利用し、または本規約に違反した等の事情により、本システムの利用を停止させられたことがあるとき

(3) 当社の指定する収納代行会社の審査に合格しなかったとき

(4) 登録事項に虚偽があったとき、または誤記もしくは記入漏れがあり、当社からは是正を催

告したにもかかわらず14日以内に是正しなかったとき

(5) その他、本システムを利用させることについて、当社が不適格であると判断したとき

第8条（利用者、利用者顧客および指定事業者の登録）

本システムを利用するために必要な利用者、利用者顧客ならびに指定事業者の情報は利用者自身により本システムへ登録するものとします。

2. 当社または当社委託業者が登録作業等を代行するときは、利用者は、別紙に定める代行手数料を支払うものとします。なお、当社は、登録の代行にあたり利用者から提供された情報について登録後廃棄し、利用者に返還しないものとします。

3. 本システムへ登録できる利用希望者、利用者または指定事業者は、本システムの利用にあたり、当社からの連絡を受領し、かつ遅滞なく対応できる通信環境をその責任で整備するものとします。

4. 登録内容（当社に提供された情報内容を含む。以下「登録事項」といいます）については、その正確性を含め、利用者の責任とし、登録事項に誤り、不備等があったことにより利用者等が損害、損失、その他の不利益を被ったとしても当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条（登録事項の変更等）

利用者及び利用希望者は、登録事項に変更等が生じたときは遅滞なく、当社に当該変更等にかかる情報を当社の指定する形式で当社に提供するものとします。当該情報の提供が遅れたことにより利用者等が損害、損失、その他の不利益を被ったとしても当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条（利用料）

本システムの利用料は、別紙に定めるとおりとします。なお、利用者が当社に支払った利用料は、理由のいかんにかかわらず返還されないものとします。

2. 当社が利用者の依頼により本システムに含まれないサービス等を行なったときは、利用者は、当社に対し、第1項に定める利用料とは別に、当社が別に定める規定に従った利用料を支払うものとします。

3. 当社は、経済事情等に著しい変動があったとき、その他正当な理由のあるときは、利用者に対し、1ヵ月前に通知することによって本条に定める利用料を改定することができるものとします。

第11条（支払い）

利用者は、前条の利用料を別紙に定める条件で支払うものとします。

2. 利用者は、利用料の支払いを遅滞したときは、当社に対し、支払期日の翌日から完済日

まで年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

3. 当社は、利用者に対して金銭債務を負担するときは、当該債務と利用者に対して有する利用料その他本規約に基づく債権とを、その弁済期にかかわらず、いつでも対当額で相殺することができるものとします。
4. 当社が利用者顧客からの依頼により利用者の承諾を得て、直接、利用者顧客に有償のサービス等を行った場合において、当社が利用者顧客から当該サービス等の対価を回収することができないときは、利用者は、当該サービス等にかかる代金債権を当社から同額で譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。

第 12 条 (ID およびパスワード)

利用者は、本システムを利用するときは、当社から発行された ID およびパスワード（以下あわせて「ID 等」といいます）を、利用するものとします。

2. 利用者は、自己の責任において ID 等を使用および管理するものとします。
3. 利用者は、ID 等を有償、無償を問わず第三者に貸与または譲渡しないものとし、方法のいかんにかかわらず、第三者に使用させないものとします。
4. 利用者は、ID 等を失念した場合、または ID 等が盗用された場合、その他自己の ID 等を第三者に使用されていることを知った場合は、直ちに当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
5. 利用者は、利用者顧客に対し、利用者顧客の ID 等を自己の責任において連絡し管理するものとします。
6. 利用者は、指定事業者に対し、指定事業者の ID 等を自己の責任において連絡し管理するものとします。
7. 当社は、利用者の ID 等の管理不十分、使用上の過誤または第三者の利用によって、利用者等が損害、損失、その他いかなる不利益を被ったとしても一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 (情報の提供等)

利用者は、当社が要求するときはいつでも本システムを利用するために必要な情報を当社が指定する形式で当社に提供するものとします。

2. 当社は、利用者から提供された情報を本システムの維持、改善及び提供等の目的のために利用できるものとします。
3. 当社は、利用者から提供された情報および登録された情報に基づき住宅や商品に関する情報を利用者へ発信することができるものとします。
4. 利用者は、利用者顧客または指定事業者に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく当社に連絡するものとします。
 - (1)利用者顧客または指定事業者と利用者または当社との間で契約違反、その他紛争が生じ

たことを知ったとき

- (2)財産について、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、または破産、民事再生、会社更生、特別清算その他法令に基づく清算もしくは再建手続の申し立てがあったとき、あるいは支払停止、支払不能の事由が生じたことを知ったとき
- (3)手形、小切手の不渡り、もしくは銀行取引停止処分を受けたとき、または財産状態が著しく悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があることを知ったとき

第 14 条 (禁止事項)

利用者は、本システムの利用にあたり、次の各号に定める行為をしないと、利用者顧客および指定事業者に次の各号に定める行為をさせないものとします。

- (1)本システムを本規約の目的の範囲を超えて、または不正の目的をもって利用すること
- (2)登録されている情報を改ざんすること
- (3)利用の申込みまたは登録事項の変更等に際し、虚偽の情報を提供し、または登録すること
- (4)当社の定める登録事項以外の情報を登録すること
- (5)あらかじめ当社の書面による承諾を得ないで、本規約に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、もしくは引受けさせ、または担保に供すること
- (6)当社の本システムの提供を妨害すること
- (7)当社、他の利用者、利用者顧客、指定事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉その他の権利または利益を傷つけ、または業務を妨害すること
- (8)公序良俗に反する情報（猥褻または暴力的なメッセージ、画像、音声等を含みますが、これらに限られません）を本システムに登録すること
- (9)法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (10)その他、当社が不適切と判断する行為

第 15 条 (当社と利用者との関係)

利用者は、本システムによる情報共有について、利用者の責任において情報を共有し、登録事項（個人情報を含む。）の管理について、責任を負うものとします。

2.本システムは、当社が利用者によるその利用を許諾するものであり、本システムを利用する利用者顧客ならびに指定事業者の管理は、利用者の責任において実施するものとします。

3.当社は利用者による登録物件の削除、本システムの利用終了等によるデータの喪失に対して、一切の責任を負わないものとします。

4.利用者は、本システムの利用に関し、利用者顧客または指定事業者との間で紛争が発生したときは、直ちに当社に通知するとともに、当該紛争を自己の責任と費用負担において誠実にかつ遅滞なくこれを解決するものとし、解決後遅滞なく、当社に報告するものとします。

5.前項にかかわらず、利用者顧客、指定事業者その他の第三者が本システムに関し何らかの責任を当社に追及した場合において、当社が防御費用（弁護士報酬および訴訟費用を含む）、損害賠償の支払い、和解金の支払い、その他の損害を被り、または費用の支出をしたときは、利用者は、当社に対し当該損害および費用の全額を補償するものとします。

第 16 条（指定事業者および利用者顧客との関係）

当社は、本システムを利用する利用者顧客ならびに指定事業者が本システムを利用することにより被った損害についてその理由を問わず、一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、利用者顧客ならびに指定事業者が送信した情報が本システムを運営するコンピュータ・システムに到達すること、および当該コンピュータ・システムに到着した情報が利用者顧客ならびに指定事業者の送信した情報と同一内容であることについては、一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、次の各号に定める利用者等の損害を賠償しないものとします。

(1)電話、インターネット等の通信回線の事故、輻輳または混雑、その他通信設備の不具合により生じた損害

(2)利用者等の責に帰すべき事由により本システムの利用が終了したことに伴い発生した損害

(3)利用者等の責に帰すべき事由により本システムの提供を受けられなかったために生じた損害

(4)本規約において当社が責任を負わない旨の定めがある損害

(5)前各号のほか、当社の責に帰すべき事由によらないで発生した損害

4. 本システムに関し、当社の故意または重大な過失により利用者に損害が発生したときは、当社は、当該損害発生月の利用料を超えない範囲で損害賠償の責任を負うものとします。ただし、当社は、利用者等の営業機会の喪失等に伴う逸失利益、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および間接損害を賠償する責任を負わないものとします。

5.前項の請求は、利用者がその損害発生の日から 7 日以内に、書面により当社に通知することを要するものとします。

第 17 条（利用者顧客等に関する情報）

利用者は、本システムの提供を受けるために必要な範囲で利用者顧客ならびに指定事業者から情報を取得し、これを当社に提供するものとします。

2.当社は、利用者から提供された利用者顧客の氏名、住所等の情報または本システムの提供に際して知り得た利用者顧客の本システムの利用履歴もしくは当該利用者の物件の履歴等の情報を、本システム提供の目的の範囲を超えて使用し、または第三者に開示しないものとします。

3.利用者顧客その他の個人情報、利用者の責任においてこれを登録及び管理するものとし

ます。

第 18 条 (秘密保持)

当社および利用者は、本システムの画面、その他本システムに関連して知り得た相手方の技術上または営業上の秘密情報を本システムの提供又は本規約に定める目的にのみに使用し、本システム利用中のみならず、本システムの利用の終了（本システムの提供の終了を含みます）後も第三者に開示し、漏洩してはならないものとします。

ただし、次の各号に該当する情報は、この限りではありません。

- (1)相手方から開示される前に、既に受領当事者が保有していた情報
- (2)相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報
- (3)公知の情報
- (4)受領当事者が秘密保持義務を負うことなく正当な開示権限を有する第三者から入手した情報
- (5)受領当事者が相手方より事前に書面による承諾を得た情報

第 19 条(営業活動の制限等)

当社は、本システムの提供に際して利用者が本システムに登録したことにより当社へ提供された物件および利用者顧客に関する情報を利用して利用者の承諾なく、利用者顧客に対して独自に営業活動を行ないません。

第 20 条(知的財産権)

利用者は、本システムの利用にあたり、登録する情報に関して、自らが登録その他送信することについての適法な権利を有していること、及び登録事項が第三者の権利を侵害していないことを表明及び保証し、また、利用者が有する著作権その他一切の権利を、利用者が登録した情報の範囲内で、当社が無償で使用することを許諾します。なお、利用者は当該著作権を当社が使用するにあたり、著作者人格権を行使しないものとします。

2. 本システムに関する知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本システムの利用許諾は、本システムに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権それ自体の利用許諾を意味するものではありません。

第 21 条 (利用者からの終了の申出)

利用者は、本システムの利用を終了したいときは、1 ヶ月間の予告期間をもって、当社所定の方法で当社に利用の終了を申し入れることができるものとします。この場合において、利用の終了を申し出た利用者は、当社が当該利用者のためにすでに着手した本システムの利用料または費用を負担するものとします。

2. 利用者は、本システムの利用の終了を当社に申し入れたときは、これを撤回することは

できないものとし、本システムを再度、利用したいときは、第 5 条に従ってあらためて利用の申込みをするものとします。

第 22 条 (利用の終了)

当社は、利用者に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告、その他の手続きなしに、当該利用者による本システムの利用を一時中止させ、または終了させることができます。

(1)第 14 条に違反したとき

(2)第 4 条に定める利用要件を喪失し、または第 7 条に定める事項に該当することが判明したとき

(3)本規約に違反し、または正当な理由なく本規約を履行する見込みがないと認められる場合において、当社から違反の是正または本規約の履行を催告されたにもかかわらず、催告後 14 日間を経過しても違反を是正し、または本規約を履行しないとき

(4)当社に重大な損害または危害をおよぼしたとき

(5)監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき

(6)財産について、仮差押、仮処分、差押 (滞納処分によるものを含みます)、強制執行または担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき

(7)破産、民事再生、会社更生、特別清算その他法令に基づく清算または再建手続の申立てがあったとき

(8)支払停止または支払不能の事由が生じたとき

(9)手形もしくは小切手の不渡りまたは銀行取引停止処分を受けたとき

(10)財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(11)災害、その他やむを得ない事由により、本規約の履行が困難な事態が生じたとき

(12)代表者、取締役、支配人、執行役員その他経営に関与する者が逮捕、刑事告発、書類送検もしくは起訴され、またはこれらの者が刑に処せられたとき

(13)当社に提供された住所または連絡先に対し、電話、FAX、郵便等の合理的な手段によって連絡しても 1 週間以上応答がないとき

(14)解散、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転または事業譲渡の決議をしたとき

(15)その他、本システムを利用させることについて、当社が不適格であると判断したとき

2. 当社は、利用者と関係のある次の各号のいずれかに該当する事業者の前項各号または第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する事由が生じたときも、催告、その他の手続きなしに、当該利用者の本システムの利用を一時中止させ、または終了させることができるものとします。

(1)利用者が出資し、または出資を引き受ける事業者

(2)利用者が経営者を派遣し、もしくは派遣を受ける事業者、または利用者の経営者が経営

を兼務する事業者

(3)本店または取引の主たる事業所が同一である、商号が類似する等、営業主体が同一であると認められる事業者

4. 第1項または前項により本システムの利用が終了したときは、当該利用者は当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失するものとします。

5. 利用者が第1項各号に掲げる事由に該当した場合(但し第11号に該当する場合を除く。)又は利用者の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、利用者は当社に生じた一切の損害について賠償する責任を負うものとする。

第23条 (反社会的勢力排除)

当社は、利用者(利用者の取締役、監査役、執行役、執行役員、顧問、相談役およびその他実質的に相手方の経営もしくは運営を支配しまたは利用者の経営もしくは運営に参与している者ならびに本システムの利用に関し利用者を代理または媒介する者を含みます)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの通知、催告を行うことなく、直ちに当該利用者につき、本システムの利用を終了させることができるものとします。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団もしくはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます)であるとき、または暴力団等反社会的勢力が利用者の経営もしくは運営に実質的に参与しているとき

(2)自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力または暴力団等反社会的勢力の関係者を利用するなどしているとき

(3)暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは参与しているとき

(4)本規約に関連する契約(以下「本関連契約」といいます)の当事者または代理もしくは媒介を行う者が暴力団等反社会的勢力であることが判明し、本関連契約の解除その他の必要な措置(以下「本件措置」といいます)を講ずるよう求められたにも関わらず、正当な理由なく直ちに本件措置を実施、完了しないとき

(5)暴力団等反社会的勢力との間で、法令上の義務がないにも関わらず、暴力団等反社会的勢力の活動を助長しもしくは運営に資することとなる何らかの関係を有しているとき

(6)暴力団等反社会的勢力が経営もしくは運営に参与している企業、団体または個人であることを知りながら、これを使用しているとき

(7)当社と利用者との間の取引に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けたにもかかわらず、当該介入の事実に関する報告を怠ったとき

(8)暴力的、脅迫的または威圧的な違法行為を行ったとき

(9)偽計または威力を用いて業務を妨害したとき

(10)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）

および同施行規則等、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）ならびに暴力団排除に関する条例のいずれか一つにでも違反したとき

2. 利用者は、自己が前項各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても当該事由のいずれにも該当しないことを確約します。

3. 当社が本条第1項に基づき本システムの利用を終了させた場合において、当社に損害が発生したときは、利用者は、当社に生じた損害を賠償するものとします。また、利用者は当該利用の終了と同時に当社に対して有するすべての債務についての期限の利益を喪失するものとします。

4. 本条第1項に基づく解除がなされ、その結果被解除権者が損害を被ったとしても、解除権者は損害賠償義務を負わない。

5. 利用者は、本関連契約の当事者または代理もしくは媒介を行う者が暴力団等反社会的勢力であることが判明し、本件措置を講ずるよう当社から求められたときは、正当な理由がある場合を除き、直ちに本件措置を実施、完了するものとします。

6. 利用者は、当社と利用者との間の取引に関し、暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を当社に報告します。

第24条（登録の削除）

当社は、本システムに登録した利用者顧客または指定事業者に第22条第1項各号もしくは前条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、または利用者から申出があったときは、当該利用者顧客（利用者顧客に関する物件情報を含みます）または指定事業者の登録を削除することができるものとします。

2. 前項の場合において、利用者顧客または指定事業者との間で紛争が生じたときは、利用者の責任と費用負担において、これを解決するものとし、万が一、当社が防衛費用（弁護士報酬および訴訟費用を含みます）、損害賠償の支払い、和解金の支払い、その他の損害を被り、または費用の支出をしたときは、利用者は、当社に対し当該損害および費用の全額を補償するものとします。

3. 登録を削除された利用者顧客または指定事業者の取扱いについては、第27条に準じるものとします。

4. 第10条に定める利用料の算定にあたっては、登録を削除した日における利用者顧客に関する物件の数を算入して計算するものとします。

第25条（本システムの一時停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に事前に通知することなく本シス

テムの全部または一部を一時停止することができるものとします。

(1)本システムの提供のための設備またはシステムの保守、点検、更新または修理その他の工事を不定期もしくは緊急に行う場合

(2)電気通信事業者の役務が提供されない場合

(3)戦争、テロ、暴動、騒乱、サイバーテロ、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の不可抗力

により、本システムの提供が困難な場合

(4)その他、運用上または技術上、当社が本システムの一時停止が必要と判断した場合

(5)当社の責に帰すべき事由によらずに本システムの提供が困難となった場合

2. 当社は、本システムの全部または一部の一時停止について、あらかじめ利用者に通知できるときは、その旨を利用者に通知するものとします。

3. 当社は、本システムの一時停止によって、利用者等が損害、損失、その他いかなる不利益を被ったとしても一切の責任を負わないものとします。

第 26 条 (本システムの廃止)

当社は、3 ヶ月間の予告期間をもって、またはやむを得ない事由があるときは直ちに、利用者に通知することにより、いつでも本システムの提供を終了（以下「廃止」といいます）させることができるものとします。

2. 当社は、前項に基づく本システムの廃止によって、利用者等が損害、損失、その他いかなる不利益を被ったとしても一切の責任を負わないものとします。

第 27 条(本システムの利用終了時等の措置)

本システムの利用が終了し、または本システムが廃止されたときは、当社は、利用者顧客に関する個人情報および本システムの提供に関し利用者から提供された秘密情報を利用者に返却しないで、廃棄するものとします。

2. 本システムの利用の終了または廃止後、当社は、前項に定める廃棄以外に、物件および利用者顧客に関する情報、その他の情報に関し、一切の責任を負わないものとします。

3. 本システムの利用の終了または廃止後といえども、本システム利用中に発生した利用料の支払い、その他の債務の履行については、本規約の定めに従うものとします。

4. 利用者から事業を廃止する旨の申出がされるなど、利用者において本システムの利用を継続しがたい事由が発生したときであって、当社が適当と認める場合には、当社は、当該利用者による本システムの利用終了後といえども、本条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ当該利用者顧客の同意を得ることを条件として、当該利用者から提供された利用者顧客に関する情報を廃棄しないことができるものとします。

第 28 条 (当社から利用者への通知方法)

当社から利用者への通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の選択により、利用者が登録もしくは提供した住所あての郵便等による書面の送付、FAX 番号あての FAX の送信もしくは電子メールアドレスあての電子メールの送信、本システムにかかる告知用 WEB サイトへの掲載またはその他当社の指定する方法のいずれかの方法により行われるものとし、

2. 前項の通知が郵便その他の方法による書面の送付、FAX の送信、その他当社の指定する方法により行なわれる場合、当社は、利用者から提供された住所、FAX 番号、その他の連絡先に発信するものとし、利用者が第 8 条に基づき登録または提供した住所、FAX 番号、その他の連絡先の変更を怠っていたことによつて、または当社の責に帰すべき事由によらないで、当社からの通知が不到達となったとしても、通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとし、

3. 第 1 項の通知が電子メールで行われる場合、当社は、利用者の運用または加盟するサーバーあてに電子メールを発信し、当該サーバーに到達したことをもつて、利用者への通知が完了したものとみなす。この場合において、利用者が第 8 条に基づき登録または提供した電子メールアドレスの変更を怠っていたときは、たとえ当社からの通知が不到達となったとしても、当社の発信した電子メールが当該サーバーに通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとし、

4. 第 1 項の通知が本システムにかかる告知用 WEB サイトへの掲載により行なわれる場合、当該通知の内容の掲載された後、7 日経過した時点で利用者への通知が完了したものとみなす。

第 29 条 (残存条項)

第 2 条第 5 項、第 3 条第 3 項、8 条 4 項、第 10 条第 1 項、第 11 条、第 12 条 7 項、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 24 条、第 25 条 3 項、第 26 条第 3 項、第 27 条及び 30 条の規定は、本システムの利用の終了または廃止後においてもなお効力を有するものとす。

第 30 条 (準拠法および合意管轄)

本規約の準拠法は、日本法とし、本システムの利用または本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもつて、第一審の専属的合意管轄裁判所とす。

以上

1.本システムの内容（規約第3条）

本システムの内容は、次の各号のとおりとします。なお、各号の詳細は、運営規約に定めるほか、マニュアル、その他当社が発行する書面の内容に従うものとします。

- (1)利用者により登録された物件の建築図面等データの保管
- (2)上記登録データの利用者等への共有
- (3)スマートフォンから投函された写真データの蓄積
- (4)上記データの利用者等への共有
- (5)現場進捗確認
- (6)履歴管理システム「LIXIL コールサービス」（別途契約）へのデータ連動
- (7)引渡済物件の分析、情報を利用者へ提供
- (8)本システムのサーバーの保守管理およびメンテナンス
- (9)1棟当たりの保管サーバー容量は1GByteとする
- (10)1社当たりの保管サーバー容量は50GByteとする

2.本システムの利用料（規約第10条）

本システムの利用料（消費税及び地方消費税は別途加算します）は、次のとおりとします。

項目	金額	備考
(1)初期費用	金 300,000 円	
(2)利用料	金 100 円/棟/月	登録 100 棟以下の場合是一律 100 棟分の料金にて計算します。利用開始月、利用終了月における日割計算は行いません。
(3)サーバー容量追加利用料	金 3,000 円/月	追加容量 50GByte 当り
(4)データで提供された利用者顧客ならびに指定事業者に関する情報の登録代行料	金 3,000 円/棟、社	別途規定によります
(5)紙媒体により提供された利用者顧客に関する情報の登録代行料	(4)の登録代行料に加え、金 50 円/枚	別途規定によります
(6)利用者ならびに指定事業者に関するマスター情報の登録方法説明および指定事業者向け導入説明会	都度お見積り	

3.支払い（規約第 11 条）

利用者は、当社の指定する収納代行会社である株式会社ジェーシービーを通じ、預金口座振替にて毎月の利用料（毎月 15 日締め）を当社に支払うものとします。

利用者は所定の依頼書を作成して当社に提出するものとし、当社は口座振替金額を記載した請求明細書を当月 25 日前後に利用者に送付し、翌月 10 日付けで、収納代行会社により口座振替をするものとします。なお、収納代行会社と利用者間で紛争が発生した場合は、利用者と収納代行会社間で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

ただし、預金口座振替の準備が完了していないとき、または利用者、当社もしくは収納代行会社の事情により口座振替を実施しないときは、利用者は、当社が請求書を送付した日の属する月の末日までに、当該請求書に基づく利用料を当社の指定する銀行口座に振り込み、支払うものとします。なお、振込手数料は、利用者の負担とします。

以上

（2018 年 11 月 20 日改訂）

（2019 年 6 月 1 日改訂）